

●下水排除基準(ダイオキシン類以外)(多摩市内)

令和6年4月1日現在

対象物質 又は項目		水質汚濁防止法上の 特定施設の設置者		水質汚濁防止法上の 特定施設を設置していない者	
		平均排水量 50m ³ /日以上	平均排水量 50m ³ /日未満	平均排水量 50m ³ /日以上	平均排水量 50m ³ /日未満
有害物質	カドミウム	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	シアン	1mg/L 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下
	有機燐	1mg/L 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下
	鉛	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	六価クロム	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下
	砒素	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	総水銀	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下
	四塩化炭素	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	1.0mg/L 以下	1.0mg/L 以下	1.0mg/L 以下	1.0mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	0.4mg/L 以下	0.4mg/L 以下	0.4mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	3mg/L 以下	3mg/L 以下	3mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	チウラム	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下
	シマジン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下
	ベンゼン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	セレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下	10mg/L 以下	10mg/L 以下	10mg/L 以下
		230mg/L 以下	230mg/L 以下	230mg/L 以下	230mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下	8mg/L 以下	8mg/L 以下	8mg/L 以下
		15mg/L 以下	15mg/L 以下	15mg/L 以下	15mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	0.5mg/L 以下	0.5mg/L 以下	0.5mg/L 以下
環境項目等	総クロム	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下
	銅	3mg/L 以下	3mg/L 以下	3mg/L 以下	3mg/L 以下
	亜鉛	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下
	フェノール類	5mg/L 以下	5mg/L 以下	—	—
	鉄(溶解性)	10mg/L 以下	10mg/L 以下	—	—
	マンガン(溶解性)	10mg/L 以下	10mg/L 以下	—	—
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満 (300mg/L 未満)	—	600mg/L 未満 (300mg/L 未満)	—
	浮遊物質質量 (SS)	600mg/L 未満 (300mg/L 未満)	—	600mg/L 未満 (300mg/L 未満)	—
	ノルマルヘキサ ン抽出物質	5mg/L 以下	—	5mg/L 以下	—
	動植物油	30mg/L 以下	—	30mg/L 以下	—
	窒素	120mg/L 未満	—	120mg/L 未満	—
	燐	16mg/L 未満	—	16mg/L 未満	—
	水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	5 を超え 9 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	5 を超え 9 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	5 を超え 9 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)
	温度	45℃未満 (40℃未満)	45℃未満 (40℃未満)	45℃未満 (40℃未満)	45℃未満 (40℃未満)
	沃素消費量	220mg/L 未満	220mg/L 未満	220mg/L 未満	220mg/L 未満

(備考)

1 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の基準のうち上段は「河川その他の公共用水域を放流先としている公共下水道」に排除する場合、下段は「海域を放流先としている公共下水道」に排除する場合の基準値です。(事業場の所在地により異なります。)

2 内のうち 50m³/日未満の特定施設の設置者に係る総クロム基準は、工場を設置している者又は平成 13 年 4 月 1 日以降に指定作業場を設置した者等に適用し、銅・亜鉛・フェノール類・鉄・マンガンの基準は、昭和 47 年 4 月 2 日以降に工場を設置した者又は平成 13 年 4 月 1 日以降に指定作業場を設置した者等に適用する基準です。工場とは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)」第 2 条第 7 号に規定するもの、指定作業場とは同条第 8 号に規定するものです。

3 BOD、SS、pH、温度に係る()内の数値は製造業又はガス供給業に適用します。

●下水排除基準(ダイオキシン類) 平成 12 年 1 月 15 日施行

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者
排除基準値	1L あたり 10pg-TEQ 以下

(備考) 一部施設については、平成 15 年 1 月 14 日までは暫定的に緩やかな基準が適用されます。